

別表 4 (地域コミュニティ交通)

番号 対象事業名	3 地域コミュニティ交通に関する運行支援事業
補助事業対象者 (第2条関係)	「地域コミュニティ交通に関する運行事業認定要領(以下、「認定要領」という。)第3条」に基づき、本市から本格運行(田園地域・市街地)の事業認定を得た地域コミュニティ交通事業者(以下、「補助対象者」という。)
補助事業の対象経費 (第2条関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者が運行する地域コミュニティ交通の運行経費 ・本要綱第4条第1項に基づく交付決定前に着手した運行に要する経費も補助対象とする。 <p>【算出方法】 補助対象者が運行する地域コミュニティ交通の運行経費から、運賃収入、その他収入及び「神戸市地域コミュニティ交通導入支援事業補助金交付要綱(以下、「支援要綱」という。)第8条」により確定した補助交付額を差し引いた金額とする。</p>
補助金の額 (第2条関係)	補助金の額は、上記算出方法に基づいて算出した金額とする。
交付申請 (第3条関係)	<p>交付申請書添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 認定要領第3条に基づき交付された「運行事業認定書」の写し (2) 支援要綱第5条に基づき交付された「補助金交付決定(変更)通知書」の写し (3) 地域コミュニティ交通運行事業計画書 (4) 補助事業等に係る収支予算書及びその根拠となる書類 (5) その他必要と認める書類
補助事業等の変更等 (第5条関係)	補助金交付決定内容変更申請書添付書類 第5条の交付申請書類添付書類に準じる
実績報告 (第6条関係)	<p>実績報告書添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助事業等にかかる収支決算書及びその根拠となる書類 (2) 支援要綱第8条に基づき交付された補助金額確定通知書の写し (3) 事業の実施状況がわかる書類 (4) その他必要と認められる書類